

「2050ゼロカーボンちよだ」実現に向けた連携協定書

千代田区（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、2050年までに千代田区内（以下「区内」という。）の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「2050ゼロカーボンちよだ」の実現に向けて、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が都市の環境・エネルギー分野において、相互に連携し、千代田区民（以下「区民」という。）及び区内事業者の地球温暖化配慮行動の促進、脱炭素化に向けたエネルギー転換施策等を効果的かつ持続的に推進することで、「2050ゼロカーボンちよだ」の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- （1）脱炭素化に向けた取組のトータルコーディネートに関すること。
 - （2）区内の中小企業におけるGX推進に関すること。
 - （3）脱炭素化に向けた区民の行動変容を促す取組に関すること。
 - （4）区立施設におけるエネルギーレジリエンスの強化、カーボンニュートラル都市ガス及びカーボンリサイクル燃料の導入検討に関すること。
 - （5）まちづくりにおけるエネルギーの面的利用の促進に関すること。
 - （6）連携自治体（区と脱炭素化に向けた連携協定を締結している自治体をいう。）の木材利用促進に関すること。
 - （7）区内の学校における環境エネルギー教育を通じた啓発活動に関すること。
 - （8）前各号に掲げるもののほか、「2050ゼロカーボンちよだ」の実現に向けた取組に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上、別途書面にて定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙が本協定の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからも書面（電磁的記録を含む。）による別段の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に規定する連携事項の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（相手方が秘密である旨を明示して開示した情報という。）を、書面（電磁的記録を含む。）による事前承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。本協定の有効期間満了後も同様とする。

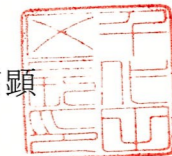
（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年2月9日

甲 東京都千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区
区長 樋口 高顕



乙 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京ガス株式会社
代表執行役社長 笹山 晋

